

申告相談のお知らせ

今年も町県民税および所得税の申告時期となりました。申告は、正しく税金を計算し、納めるための手続きです。申告期限間近になると、会場が大変混み合いますので、早めの準備と申告をお願いします。

申告には『**利用者識別番号**』が必要です。既に取得している人は番号がわかるもの(税務署が発送する『確定申告のお知らせ』や『利用者識別番号等の通知』など)をお持ちください。まだ取得していない人は会場で職員が取得しますのでご安心ください。

◎申告会場

今年も「養老町中央公民館」に申告会場を開設します。

場 所 町中央公民館中ホール(養老町石畑491番地)

開設期間 2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜日、祝日を除く)

時 間 9時～16時30分(受付:16時まで)

対象地区	月 日	対象地区	月 日
高田・室原	2月17日(金)・3月2日(木)	池辺	2月24日(金)・3月8日(水)
広幡・上多度	2月20日(月)・3月3日(金)	笠郷	2月27日(月)・3月9日(木)
小畑・多芸	2月21日(火)・3月6日(月)	全地区	2月16日(木)・28日(火)
養老・日吉	2月22日(水)・3月7日(火)		3月 1日(水)・10日(金)
			13日(月)・14日(火)・15日(水)

※初日は大変混み合いますので、できるだけ地区ごとの指定日の来場にご協力ください。

※地区ごとの指定日に都合のつかない人は、申告期間中に都合のつく日にお越しください。

●町の申告会場では下記①～⑩に該当する申告は受け付けていません。

税務署の確定申告会場(大垣市民会館)で申告してください。

- ①令和5年度(令和4年分)以外の申告
- ②青色申告
- ③消費税・贈与税の申告
- ④土地・建物や株式などの譲渡所得の申告
(国・県・町に土地・建物を売った場合を除く)
- ⑤分離課税の申告
- ⑥雑損控除の申告
- ⑦繰越控除の申告
- ⑧初めての住宅借入金等特別控除の申告
- ⑨準確定申告(亡くなった人の申告)
- ⑩その他内容が複雑な申告

新型コロナウイルス
感染防止対策に
ご協力ください

- ・来場は少人数で
- ・マスクの着用と手指消毒の実施
- ・入場時の検温。37.5度以上の発熱がある人は、入場できません。
- ・来場者名簿作成のための受付票の記入

- 事業所得や不動産所得がある人は、収支内訳書をご準備ください。
- 医療費控除を受ける人は医療費の明細を作成してください。
- 外貨預金の解約などで、為替差益が生じた人が申告をする場合は、所得額がわかるようにご準備ください。
- 町中央公民館への問い合わせはご遠慮ください。
- 税務課窓口では申告の相談は行いません。**提出のみの受付**となります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告書は郵送やe-Taxでの提出にご協力ください。
- 申告に関する詳しい内容は、広報養老2月号でお知らせします。